

令和4年度第1回白井市行政経営改革審議会

日時 令和4年6月2日（木）

午後7時00分～午後8時40分

場所 市役所東庁舎1階会議室101

- 1 開催日時 令和4年6月2日（木）午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所 市役所東庁舎1階会議室101
- 3 出席者 坂野会長、山田副会長、宗和委員、岩井委員、大江委員、今委員、高橋委員
- 4 欠席者 太田委員
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査、中澤主任主事
- 6 傍聴者 4人
- 7 内容 報告 ①令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告について
②第2次行政経営改革実施計画の策定について
その他

●事務局（中澤）

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回白井市行政経営改革審議会を開催いたします。

本日、宗和委員と山田副会長と高橋委員と大江委員は、オンラインで参加していただきます。

まだ、見えられていない方もいらっしゃいますが、遅れてご参加いただくことになると思います。

太田委員については、お仕事の関係で欠席の御連絡を頂いております。

会議については、今の時点で4名であり、過半数である定足数を満たしておりますので、有効なものとなります。

それでは、開催に当たり会長から御挨拶をお願いいたします。

○坂野会長

皆さん、こんばんは。

本年、第1回目の行政経営改革審議会になります。

（会長からの挨拶）

では、早速、会議に入りましょう。

報告事項がございますが、本日の次第に従いまして、（1）令和3年度行政経営改革実

施計画の実績報告についてでございます。

事務局の方から、御説明よろしく願いいたします。

●事務局（中澤）

それでは、事務局から、令和3年度における行政経営改革実施計画の実績報告をさせていただきます。

昨年度、皆さんに御協力していただいて作成したのが、令和4年度から始まる第2次行政経営改革実施計画で、今回報告する行政経営改革実施計画は、その一つ前の計画になります。

計画期間を平成30年度から令和3年度の4年間実施する計画で、今回、令和3年度の実績報告を行って、この計画は終了ということになります。

それでは、右上に資料と書かれている大きい用紙を御覧ください。

初めに資料の見方を御説明いたします。これまでの審議会でも何度か似た形式の資料を見ていただいているかと思いますが、一番左の欄が取組項目名、そこから右に続く形で取組項目の目標、取組の担当課、主な取組実績、評価。最後に、目標達成状況及び今後の方針として記載しています。

記載している取組項目については、令和3年度の当初時点で取組が完了していないもののみになります。

この計画の取組期間は、当初、令和2年度までとしていましたが、新型コロナウイルスの対応の関係で、計画の実施よりも優先しなければならない業務が多く出てきたため、1年延長した形になります。なお、本来の計画期間である令和2年度までに完了したものもあるので、そういった取組は、この資料から除いています。

そして、評価については、目標の達成、未達成や新しい計画に位置付けているかいかなど5段階に分けています。

「1」が目標達成で、第2次行政経営改革実施計画にも位置付けて、引き続き取り組むもの。

「2」が、目標達成していますが、第2次の計画には位置付けず、ほかの計画に位置付けるか、通常業務として引き続き取り組んでいくもの。

「3」が、目標未達成で、第2次計画に位置付けて、引き続き取り組むもの。

「4」が、目標未達成で、ほかの計画に位置付けるか、通常業務として引き続き取り組んでいくもの。

「5」が、目標未達成で、取組終了するものとしています。

簡単に言うと、1と2が目標達成できたもので、3、4、5が目標達成ができなかったものになります。

これから1項目ずつ報告させていただきますが、昨年度の実績報告では、目標が達成で

きなかったもののみ報告することとしていましたが、今回も同じような形でよろしいでしょうか。

○坂野会長

皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。よろしいということなので、進めさせてください。

●事務局（中澤）

それでは、前回と同様の形式で評価が3、4、5の取組を報告させていただきます。

取組項目の一番左側に番号を振っておりますので、1ページの1番から順に行きます。

それでは1番、しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化で、評価は4としています。

まちづくりサポートセンターは、市民団体などが利用できる会議室があったり、市民活動に関わる情報収集や発信、相談ができるといったような団体を支援することを目的とした施設になります。

取組目標は二つで、一つは、そのセンターの機能強化、拡充することとしていて、これは、取組実績欄のとおり実施しました。

もう一つの目標であるボランティアセンターの連携の検討については、どちらのセンターも同じ団体が登録していることが多いため、連携させようという取組でしたが、こちらは、コロナ禍で事業が中止や縮小になったことなどから、情報共有にとどまり、具体的な検討を行うまでに至らなかったため、目標未達成としています。

1番については、以上です。

○坂野会長

項目数もそこまで多くはないので一度全部説明していただきましょうか。

●事務局（中澤）

分かりました。続けさせていただきます。

2番、提案型協働事業補助制度の推進で、評価は4としています。

現在、市では、市民団体が公益的な活動をする際に、必要な経費の一部を補助する制度がありますが、この取組では、市民活動団体と市の両者が協力して活動解決に当たるといったような協働で行う事業に対して、補助する制度を新設していくという内容です。

目標未達成となった理由として、コロナ禍で現行の補助金の応募団体が減少していて、団体活動の継続自体が難しい状況が見受けられるなど、補助金の新設を検討する状況ではなかったということが挙げられます。

この取組は、補助金の交付形態を市民団体が課題を与え考える提案型としていますが、市が行政課題を示して、それを解決する団体を募集するといった、別の交付形態もあるので、今後はそういった部分も含めて、幅広く検討を行っていきます。

続いて4番、市民が市民を支える寄附の仕組みづくりで、評価は5としています。これは、市民活動団体の自立と活発な活動を促進することを目的としていて、市民の方が市民活動団体に対して寄附をできるような仕組みをつくっていく取組になります。

こちらについても、目標未達成としていて、調査や研究を行った結果、白井市の市民団体の取り巻く状況が寄附制度を設けることは難しいと判断しています。

また、この審議会でも御提案いただきましたが、ここ数年では、クラウドファンディングなどの地域にとどまらず全国的な規模で資金調達の方法を行うことが根付いてきていることから、この取組の方法によらなくても目標を達成することが可能であるため、取組については終了することとしました。

続いて、資料の2ページです。2ページの5番、地域コミュニティの必要性の啓発で、評価は4としています。この取組は、チラシの配布ですとか、市内の各地区にあるセンターによって事業を実施するという内容です。

チラシの配布については、コロナ禍で自治体ごとの回覧などを中止していたこともあって、令和3年度は実施しませんでした。

各センターによる地域コミュニティ事業の実施についても、コロナ禍で周知の段階から難しい状況があり、実現には至りませんでした。

続いて6番、職員コーディネーター人材の育成で、評価は4としています。コーディネーターというのは、会議や話し合いを円滑に進めて、活性化させられるような能力をいいます。こういった能力を身につけて、地域の団体や市民の方と会議などを行う際に、うまく進められるような職員を育成していくといった取組です。

この取組は、基本研修の実施と専門研修の実施で取組目標を2段階に分けていて、基本研修については、取組実績欄のとおり行っていて、専門研修については、コロナ禍で大人数でのグループワークなどが難しい状況であり、通常時の講習と比べて習熟度に影響があることが見込まれたので、実施を見送っています。

8番、まちづくり協議会設立の促進で、評価は4としています。まちづくり協議会は、小学校区単位の協議会で、その設立をすることが主な取組内容になっています。

まちづくり協議会の設立自体は既に完了しているのですが、取組目標の三つ目の地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取組との調整とありまして、これが未達成となっています。

これは、協議会の設立後に行う取組で、既に行っている地域などでの会議などをこの新しくできた協議会に連動させようという内容です。

協議会設立のスケジュール自体が、新型コロナウイルスの影響で当初より遅れていて、

令和3年度の年度末の1、2月に完了したので、この取組を年度内に行うことができなかったことから未達成としています。

続いてが5ページです。

5ページの16番、使用料・手数料の見直しで、評価は3としています。

白井市で扱う使用料・手数料について、定期的に見直しを行っていきまして、当初の計画の予定では、令和3、4年度に見直しを行って、改定の必要があるものは、令和5年度から新料金とすることとしていました。

見直しは、直近の施設の使用状況などのデータをとって適正な使用料・手数料を決めていきますが、新型コロナウイルスの影響などから施設の使用状況などが通常時とは大きく異なってしまうことから、適正な算定ができず、見直し時期を延長することで決定しています。

新しいスケジュールでは、令和5年度、6年度に見直しを行って、令和7年度に改定するものがあれば、改定していくといたことを予定しています。

続いて、19番、農商工連携による農産物販路の拡大で、評価は4としています。

白井市では、ふるさと産品の事業者や農業者が食品製造業者と連携して、白井産の梨を原料としたジャムやジュースなどの加工品を開発したり販売したりする取組を支援しています。

この取組では、そういった梨農家の方と、それを加工する食品会社の方などをマッチングさせるような取組を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響により、そういったイベントを行うことができませんでした。

代わりに販路拡大の支援の一環として、インターネット販売をこれから始める方に対して、経費を一部補助する補助金の制度を新設したりと、別の形で販路の拡大の支援を行っています。

続いてが、6ページです。

6ページの21番、普通財産の売却で、評価は3としています。

取組目標のうち、給食センター跡地の利活用については、貸付を行って利用料をもらうなどの実績があります。

不動産鑑定に基づく対象普通財産の売却については、売却予定の土地について不動産鑑定や測量を行いました。が、年度内に売却までに至らなかったため、目標未達成としています。

この取組については、第2次行政経営改革実施計画に位置付けて、引き続き取り組んでいきます。

続いてが7ページです。

25番、公の施設の運営方法の検討と実施で、評価は3としています。

この取組では、公の施設の運営方法について検討することとしていますが、令和3年度

で検討を行ったのは、保育園と学童保育所になります。

保育園については、令和3年度中には、保育園の園長先生ですとか学識経験者の方を交えて、課題の整理や研究を進めました。

学童保育所については、ここ数年は、業務委託によって事業者が運営を行っていましたが、安定的な運営ですとか、安心・安全なサービスの提供ですとか、保護者の負担の軽減といった目標が達成できていたことから、この取組の検討を終えるまでは、委託によって運営を継続することとしています。

どちらも、この計画のスケジュール期間では、運営の方法の決定にまで至っていないので、第2次行政経営改革実施計画に位置付けて、令和6年度の目標を決定として今後も検討を続けていきます。

続いて、26番の福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施で、評価は5としています。

白井市の場合、福祉に関わる部署は、主に本庁舎の隣にある保健福祉センターに集約していますが、その窓口業務を正職員ではなく、業務委託によって運営することを検討していく取組になります。

これまで数年にわたって検討を続けてきましたが、令和3年度に検討結果が出ていて、導入の検討と決定については、中止することとなりました。

理由としては、前回の実績報告でもお伝えしているのですが、新型コロナウイルスの影響で今まで以上に窓口業務が複雑化していて、市民の方から必要とされる相談に対する支援を窓口業務委託で担うことは難しく、総合的に考えると、職員が当たることが望ましいとしています。

ただ、今後、デジタル化の進展などから、窓口業務のあり方が今までと変わることも考えられるため、検討、決定の廃止ではなく、あくまで中止という形で終わっています。

続いて27番、市民課窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施で、評価は5としています。

こちらも同じく窓口業務の委託の検討で、これまで複数の事業者と打合せを行うなどして導入の検討を行っていて、令和3年度には、実際に窓口委託を行っている市町村に視察するなどの取組を行いましたが、最終的な検討結果は、中止としています。

主な理由としては、検討の結果、コスト及び人員の削減ですとか、行政サービスの向上の効果があまり見込めないということで判断しています。

それに加えて、現在、市民課で使用している業務システムが、今、市独自のものを使用していますが、今後、全国的な改革で国の用意したシステムに切り替わる予定があります。

システムが一新されると、窓口業務委託した際の見積りの結果などが変わることが予想されるので、少なくともそのシステムの切り替えが終わるまでは、検討は中止するこ

ととしました。

以上で、令和3年度行政経営改革実施計画の実績報告は終わりになります。

○坂野会長

どうもありがとうございました。

今、3、4、5の点数がついたということで、全部で12項目ですか。

●事務局（中澤）

そうですね。12項目あったかと思います。

○坂野会長

ありがとうございます。

目標を達成したのに関しては、今回はお話がないということで、3、4、5、目標未達成ということで御報告いただきました。

それでは何か、この辺りで御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、副会長いかがですか。

○山田委員

ありがとうございました。

内容を拝見して、端的な感想としては、コロナの影響はかなり大きかったのだろうなと。計画を考えられたときと、やはり全然状況が違ったりしているので、妥当なものも多いなというのが感想です。

○坂野会長

ありがとうございます。

宗和委員、何かありますか。

○宗和委員

私もコロナの影響というのが、大きくというか、少なからずというかあって、なかなか評価が難しいなというのが一つ感想としてはあります。

それと、もう1点なのですが、3と4の違いなのですが、例えば料金改定については、3という形で、引き続き取り組み、計画に位置付けると。

その一方で、例えば19番のような事業者支援のようなものについては、引き続き取り組みのだけれども、計画には位置付けないということなのですが。

計画に位置付けるか位置付けないかのその違いというのは、どういうところで判断さ

れているのでしょうか。

○坂野会長

事務局の方で、メルクマールというのですかね。そういったものをお示しいただければと思います。

●事務局（中澤）

資料のほうは少し説明不足で申し訳なかったのですが、ここでいう計画というのが、この次の計画に当たる第2次行政経営改革実施計画のことをいいます。

4番の、例えば計画に位置付けない、引き続き取り組むというのは、この第2次行政経営改革実施計画に位置付けないということで、白井市のほかの計画に位置付けて実施していくという意味でもあるのです。

今回、その第2次の計画を作るに当たって、その取組項目を整理させていただいて、他の計画で実行できるものは、そちらの計画に位置付けてやっていくという意味合いで記載してあります。

○宗和委員

お伺いしていると、例えば、16番のような使用料・手数料の見直しというのは、3になっていると。

あと、3になっているものとしては、普通財産の売却、21番ですかね、3になっているということなので、イメージとすると、いわゆる行革テーマのようなものが3になっていて、行革のテーマにならないようなものは、4になっているという感じかなという気はしたのですが、そういう理解でいいですかね。

●事務局（中澤）

そのとおりです。

○宗和委員

ありがとうございます。

そういうふうに理解したのですが、例えば、先ほども言った19番のような事業者に対する補助であるとか、あと提案型の補助制度みたいなものですが、これは、コロナの影響もあって評価しづらい部分もあるとは思いますが、いわゆるスリム型とか、カット型の行革とか、料金を上げるような。財政収支をテーマにしたような、従来型の行革よりも、もう少し広く経営改革というものを捉えているというところが、白井市の良さだったのじゃないかなという気はしています。

であれば、4になったものも、もっと計画に載せてもよかったのじゃないかなという気もしたのですけれども。

ただ、こちらの送ってもらったもののお話ですものね。だから、今からどうこう言っても、しょうがないのかなという気はするのですけれども、感想としては、そういうところですよ。

○坂野会長

事務局で、その点をお答えできるようでしたら、よろしくお願いします。

●事務局（元田）

財政課の元田です。

お話しいただいたとおり、この計画はもともと通常のいわゆる行革の計画のものよりも範囲を広くとっていた計画ではあったのですけれども、皆さんたちの前の期、宗和委員については、前期から御一緒させていただいていますけれども、その中で、やはり評価が難しいというところもあったことから、先ほどの農商工の連携に関しては、総合計画の実施計画に位置付けをすることとしているのです。

今回、御指摘の部分もあるのですけれども、そちらの計画で評価をすることのほうがシンプルじゃないかということで、分かりやすくするという部分を第2次行革計画のテーマに掲げて皆さんと一緒に検討させていただいたところです。御意見としては、そういう状況があるというのは私たちも承知はしていましたが、第2次行革計画については、このような形になったということです。

○坂野会長

宗和委員、よろしいですか。

○宗和委員

分かりました。今、御説明いただいた一つの趣旨といいますか、考え方に基づいて、そういう基準で整理されているというところは理解できますので。了解です。

○坂野会長

ありがとうございました。

一貫した考え方があるということが確認できたということで、宗和委員、よろしいですよ。

○宗和委員

そのとおりでいいと思います。

○坂野会長

ありがとうございます。

大江委員、何かありますか。

○大江委員

特にありません。事務局の見解に相違、異存ありません。

○坂野会長

ありがとうございます。

では、今委員、何か。

○今委員

おおむねこのとおりでいいと思ったのですが、1つだけ質問で、16番の今後の方針で、スケジュールを変更するということで、令和4年度利用実績及び決算を用いてやるという様子が書いてありますが、令和4年度では手数料などは、コロナの影響を受けずに普通にできているのかなというのが、ちょっと疑問だったのですけれども。

○坂野会長

では、事務局のほうで回答をお願いいたします。

●事務局（元田）

事務局からお答えします。

令和4年の状況なのですけれど、利用状況については、それほど変わっていないそうです。一番心配なのが、光熱水費の関係になるのかなと思っています。

白井市の場合、それぞれの施設の管理を指定管理者として民間の方をお願いしている部分が多いですが、そちらに確認した限りでは、あくまで今のところではありますが大きな影響はないというようなお話を伺っています。

○坂野会長

今委員、よろしいですか。

○今委員

はい、ありがとうございます。

○坂野会長

では、次に岩井委員、お願いいたします。

○岩井委員

特にはないのですけれども、各委員から出ていたところで、やはりコロナの影響というのは非常に大きくて、ほかの行政機関でもこういった対応は取っているのですけれども、この後も恐らく以前とは違う状況の部分も出てくると思います。

ただ、このコロナの影響というだけじゃなくて、これからの先というところを僕としては、また精査して期待したいというところがあります。

以上になります。

○坂野会長

ありがとうございます。

いずれにしても、基本的にはコロナ禍の影響ということで、非常にそういう問題は、山田副会長がおっしゃったような部分が結構強いということは、皆様おっしゃっておられます。

あとは、宗和委員の言うように、一貫した基準、メルクマールというのが市にはあるようなので、そういう意味では、分かりやすいという点では分かりやすいのかもしれませんが、一見、資料を見て、なかなか分かりにくいところもあるので、どこかに明記していただければ、非常に分かりやすいのじゃないかと思います。

それは要望なので、あくまでも、お願いしたいと。よろしく申し上げます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員

はい、私から1点だけ質問で。

27番の窓口業務の委託をやめるとなった件なのですけれども、印西市役所市民課を視察したと書いているので、印西市では、この委託というのがなされているのかなと推測したのですけれども、印西市の中では、なぜこれがコスト削減できており、白井市の見解ではコスト削減、人員削減につながらないという結論に至ったのかが気になりました。

それぞれの各市で、どういう差があると思いますか。

私の中では、こういうのは、窓口はアウトソースしたほうがいいなと思って聞いているのですけれども、何に差があると考えましたか。

○坂野会長

では、事務局でお願いいたします。

●事務局（元田）

はい、御指摘のとおり、多くのところで市民課窓口というのを委託をしているというところがあります。白井市の場合、国民健康保険の窓口については、委託を行っているところでは、委託事業者の人員費が非常に高いという状況がありました。

財政課のほうでも、担当の話聞きながら検討していたのですが、やはり導入する時期の問題があるかもしれませんけれども、委託事業者の人員費が非常に高いという状況がありました。

ここしばらくの全国的な人員費の増加で、過去に導入してきたところよりも、1.5倍とか2倍とか、かなり大きな委託料が必要となってきます。委託をした場合の委託料については、委託事業者の人員費が高いので、委託料が増大しているという状況があります。

白井市の場合については、もともと会計年度職員という形で、いわゆるパートのような形で雇用している職員が多かったので、委託をした場合のその委託先で働く人の賃金と、パートさんの賃金を比較した場合に、白井市の場合だと、コストの削減に繋がらなかったというようなことがあります。

あと、もう1点、印西市との状況と白井市の状況の大きな違いとして、印西市の場合は、いくつかの出張所で転出入などの住民の異動の手続きができるようになっています。

白井市の場合は転出入などの異動は市役所のみとなっていて、ほかのセンターでは証明書の発行だけというような状況になっていますので、件数の違いであったり、その辺りもひょっとしたら影響した部分もあったのかもしれないです。

私たちとしても、思っているよりも非常に高い金額が、委託料として出てしまったというところが現状で、今の段階では、システムの変更があった後に、再度、もう一回検討していきたいというような形で担当からは聞いています。

以上です。

○坂野会長

高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員

分かりました。

ちょっと思ったのが、白井のパートの方とかも含めて、「考える人」というのをより多く持つことが大事な感じがしています。もちろんコストも大事なのですが、そういう頭を使う方をいかに多く残せるかという、その観点もぜひ入れて、今後、検討いただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○坂野会長

ありがとうございます。

その問題は非常にございまして、恐らくこういった窓口業務なので、委託に向いているような気はするというのが一般的な考え方です。

ところが、実際に窓口というのは、かなり、こちらに岩井委員もおられますけれども、私たちの考えでは、直営論と委託論というのがありまして、何を委託していいのか、何が市で直接やっていいのかという議論がいつも出てきます。

窓口に関しては、もちろんそれぞれの考え方がございますけれども、プライバシーとかそういう問題がかなり絡んでくるので、実際大丈夫なのかなという市民の方が多い市もあります。

ですから、そういう意味では、非常に政治的な問題もありますので、難しいところだなというふうに思います。

岩井委員、どうですか。

○岩井委員

そのとおりだと思います。確かにコストの面で、窓口というところで一番住民と接するところですので。あるいは、先ほどお話があったように、まだ出張所とかそういうものも考えてじゃないかと。さらに全てが全て、自治体で同じというわけではありませんので。

ということで、今回のことであるならば、今いる方々のほうで、お金は安いということですので。

それこそですけれども、お話があったように、この先さらなるシステムが全国的に展開していくというところで、そこが一つ基準になって、またこの話は、僕は出てくるような気がするのですよね。

白井市さんだけじゃなくて、ほかのところも、このシステムが入ることによって、どちらがいいのかという議論がまた出てくるのではと私は考えております。

以上になります。

○坂野会長

私もそのようにずっと思っておりますけれども、一般的な考え方としては、今、岩井委員がお話ししてくださったとおりだと思います。

事務局のほうも、多分そういった意見ですかね。

●事務局（中澤）

そうですね。市としてもそのような形で進めていくと思います。

○坂野会長

では、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員

はい、ありがとうございました。

○坂野会長

では、こちらのほうの実績報告に関するのですが、何かほかはないということであれば、次第の2のほうに移っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次に行きたいと思います。

次が、第2次行政経営改革実施計画の策定についてでございます。

では、事務局のほうで御説明お願いいたします。

●事務局（中澤）

はい、続いて、第2次行政経営改革実施計画の策定についての報告をさせていただきます。

お渡ししている資料で、策定した第2次行政経営改革実施計画の資料があると思いますので、そちらを御覧ください。

昨年度までに8回の審議会を開催して、新しい計画である第2次行政経営改革実施計画の案を作成していただいたと思います。

審議会から計画案を頂いた後に、市長をトップとする行政経営戦略会議という会議にかけて、さらにその後、パブリックコメントといって市民の方から計画案に対する意見を募集して、計画の完成となりました。

その間に、変更や修正のあった主な部分については、委員の皆様にも、簡潔にメールでお伝えしているのですが、今回改めて御報告させていただきます。

初めに、行政経営戦略会議後の修正についてです。

第2次行政経営改革実施計画の1ページ目を御覧ください。

このページには、計画の役割と位置付けを記載していますが、真ん中の段落の行政経営改革実施計画は、から始まる部分で、こちらを主に修正しました。

少し難解な話になるのですが、今までの行政経営改革実施計画は、行政経営指針の項目全てを網羅するものであったのですが、今回の第2次行政経営改革実施計画については、行政経営指針の全ての項目を網羅するものではないということが分かるように内容を修正しています。

これについては、体系図を見ていただくと分かりやすいと思うので、先の5ページを御覧ください。

5ページの上部分にある行政経営改革の体系というところを見ていただきたいのですが、この図も、先ほどの1ページの修正内容に合わせて直しています。

まず、前提として、行政経営指針という大きい計画があります。

この行政経営指針では、数多くの取組項目を定めていまして、その取組項目の全てを実現するために、さらに具体的な計画として、左下の行政経営改革実施計画を作成しました。

この計画を平成30年度から令和3年度の4年間実施してきたのですが、計画を進めていく中で、幾つかの専門的な別の計画が新しく策定されました。

そのため、令和4年度からは、右隣の第2次行政経営改革実施計画を実施していくのですが、今度は、行政経営指針の取組項目全てではなく、一部のみを実施する計画になりました。

行政経営、第2次行政経営改革実施計画の下に、情報提供計画ですとか、人材育成基本法基本方針と書いてありますが、これらが新しくできた計画であり、これら全ての計画で、上にある行政経営指針の取組を実現させていくということになります。

なので、先ほどの1ページには、今、御説明したような内容を記載することにしました。

続いて、ページを戻っていただいて、3、4ページを御覧ください。

こちらは、どちらも新たに追加したページになりまして、行政経営指針の項目を記載しています。

全部で38の取組項目がありますが、表の一番右に、今後の位置付けという欄がありません。

ざっと見ていただくと、こちらに今後、どの計画に基づいて実施していくかということに記載しています。

例えば、他の計画等へ、というのが、先ほどの情報提供計画ですとか人材育成基本方針といった新しくできた計画に基づいて実施していくものなどで、第2次行政経営実施計画で実施というのが、この審議会でも策定した計画で、引き続き取り組んでいくものになります。

中には、通常業務で実施という部分もありますが、これは、計画で位置付けるもの、位置付けるまでもなく通常業務の範囲内で行うべきと考えられるものもあったので、そういったものについては、どの計画にも位置付けず、今後も各課の業務の中で実施していくこととなります。

続いて、13ページを御覧ください。

こちらは取組項目の一つで、公有財産の有効活用としています。このほかに、取組項目、取組として普通財産等の売却という項目があったのですが、内容については、どちらも市で管理する財産の取り扱いであることから、この公有財産の有効活用に統合しました。

内容については、大きく変更した部分はありません。

最後に、この資料には載っていないのですが、審議会の検討の段階では、特別職報酬の削減ですとか管理職、管理職手当の削減という取組項目がありましたが、これらは条例で定めて実施していることから、計画には載せないこととして削除しています。

以上が、行政経営戦略会議によって修正した主な内容となります。

続いてなのですが、パブリックコメントの実施結果を報告いたします。

お渡ししているパブリックコメント募集結果という見出しの資料を御覧ください。

先ほどの行政経営戦略会議による修正の後、最終的な計画案をパブリックコメントとして、2週間の期間で市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、合計3件の意見が来ていまして、これによって、計画自体を変更することはなかったのですが、そのうち二つは、今後の行政経営改革の参考として、そのうち一つは、意見として伺ったものになります。

それぞれの内容については、裏面の2ページを御覧ください。

1件目については、取組項目、公有財産の有効活用に対する意見です。内容は、給食センター跡地に災害時の避難所ですとか、防災公園やコミュニティセンターの設置を検討してみてもどうかという内容でした。

公有財産については、白井市の場合、「公有財産の利活用に関する基本方針」という方針が既にありますので、それに基づいて検討を行うこととしていることから、今後の利活用について、参考意見とさせていただきました。

2件目は、取組項目、出張所の窓口の廃止に対する意見です。

内容は、こちらの意見を頂いた方にとっては、マイナンバーカードを取得することを考えていないということで、出張所窓口の廃止によって不利益となることから、廃止案の再考を求めたいという内容でした。

取組項目名は、出張所窓口の廃止としていますが、こちらがまだ正式に決定したわけではなく、これからアンケートを実施したり、市民の方との意見交換会を行って検討していくというスケジュールになっておりますので、その検討を行う際の一つの意見とさ

せていただくこととしました。

続いて、3件目です。

こちらは、特定の取組項目に対する意見ではなく、公民館のあり方及び公民館における指定管理者制度の見直しという意見でした。

白井市の各センターには、一部、公民館の機能を持っている場所がありますが、そこを指定管理者制度による運営とすることは、適正なコストで運営できているのか見直しを再度行ってほしいというものです。

指定管理者制度というのは、市で持っている公の施設の管理運営を民間事業者に管理者として指定して、民間企業のノウハウを活用しつつ、経費の削減とサービスの向上を図る制度です。

市の見解としては、この指定管理者制度による運営で、良い面での効果を見込まれていることから、今後も継続していくことを考えています。

指定管理者を選ぶ際には、有識者の方を含めた審査会を設置して、企業の細かい資料やプレゼンを受けて審査を行うので、こういったコストが適正であるかといった面は、その審査の際に見ることもできるので、この意見については、今後の参考とさせていただきます。

以上3件が、パブリックコメントで寄せられた意見になります。

以上で、第2次行政経営改革実施計画での審議会終了後への変更点のお知らせを終わりにいたします。

○坂野会長

御説明ありがとうございました。

既に連絡を受けたものというものもありますし、行政経営指針、これ今まで全て網羅していたのが、他の計画へ、あるいは終わったものもあるのでしょうか。そういったところへ移管されるという、そういう御趣旨でしたよね。

●事務局（中澤）

そのとおりです。

○坂野会長

ありがとうございます。

それでは、何かこの点につきまして、御意見、御質問ありますか。

これは、既に連絡を受けたこともあるということで、特に御意見があればということなのですが、何かありますか。

副会長、大丈夫ですか。

○山田委員
特にはないです。

○坂野会長
ありがとうございます。
宗和委員、大丈夫ですか。

○宗和委員
特にはないです。

○坂野会長
ありがとうございます。
大江委員、大丈夫ですか。

○大江委員
これについて、意見がないのですけれども、パブコメの期間がたしか14日間でしたか。

●事務局（中澤）
はい。2週間で行いました。

○大江委員
2週間というのは、えらく短いような気がするのだけれども、これは一般的なのでしょうか。国のパブリックコメントは1か月ぐらいなかったのでしょうか。

●事務局（中澤）
パブリックコメントなどを行う際に、白井市で市民参加に係る条例を定めておりまして、それで2週間を設けるということで定められていますので、それに則って行った形になります。

○大江委員
そうですね。決まっているなら決まっているのでいいのだけれども。14日というのは、ちょっと見過ごすと、もう過ぎちゃう期間なのね。本当に聞く気があるのかどうかと思わせるような短い時間ではあります。

●事務局（板橋）

こんばんは。板橋です。大江委員、聞こえますか。

○大江委員

聞こえます。

●事務局（板橋）

御指摘のとおり、2週間というのは、確かに少し短いかなと思っているのですが、今回なかなか時間的な制約があって、このタイミングになりました。

御意見として、もうちょっと延ばしたほうがいいのではないかということは分かりましたので、スケジュールの中で動いているところもあるのですが、今後、配慮していきたいと思います。

以上です。

○大江委員

検討できるものであれば、検討してもらいたいと思います。

以上です。

○坂野会長

高橋委員、何かありますか。

○高橋委員

今回の意見の提出者が1人だけだったので、私も見落としたのかもしれませんが、これってどうやってパブリックコメントの募集ってかけたのでしょうか。広報しろいとかそういうものですかね。結構少ないなと思っているんですけど。

●事務局（中澤）

周知の方法に関しましては、今おっしゃっていただいたとおり、広報しろいの掲載とホームページに掲載したことと、あとは、市役所の中の情報公開コーナーというところがあるのですが、そういったところに掲載しています。その他には、図書館ですか、各地域にあるセンターとか、そういったところに募集の要項と意見を入れられるような意見箱のようなものを設置して行っている形になります。

○高橋委員

分かりました。大体、毎年これぐらいなのですかね。前回は1人ぐらいしか出なかった

感じですか。

●事務局（元田）

そうですね。計画自体の内容がなかなか難しいものであると感じられてしまうようなものでして、普通の市民の方からすると、総じて少ない傾向はあります。

例えば、計画の策定に対するパブリックコメントとなると、意見を書く前に計画を読み込む必要があるのですが、市全体の課題なのかもしれないですけれども、この辺りについては課題としています。

○高橋委員

ありがとうございます。

○大江委員

であるからこそ、14日間というのは短いので。詳しい人でも読むのに時間がかかるのに、初めてパブコメ下さいと言われた市民が、これを読み込んで意見を言うのは。とても短いですね。

ただ、パブコメをやっているかどうか知らないというのは、これは市の広報なんかをきちんと読んでいないので、それはそれで、市民のほうの落ち度もあるとは思っています。

○坂野会長

フォローするのですけれども、実は白井市は、市民参加推進に関しては、かなり他市より進んでおりまして、実際、他の千葉県内の市の中でも、こういったパブコメも含めて市民参加の規定というのは、かなり細かいです。そんな市というのは、ほとんどありません。

そういうことでは、その中で実際に市民参加というか、そういう期間が確かに短いという考え方もあるのですけれども、他市はさらに分かりにくいというのが現状で、白井市は、他市よりは間違いなく良いというふうに私は思います。

そういう意味では、もし御興味がございましたら、市民参加推進の委員会、会議とか、あるいは市民参加推進条例を御覧いただければ、他市にはそういうものはあまりありませんので、そこはちょっと御確認いただければと思います。

これは白井市の宝みたいなものですから、ぜひ、そこの辺は御覧いただければと思います。

実際に数値化したものをかなり読み込んで、委員が実際に市民参加をきちっとしているかどうかというチェックをしています。はっきり言うと、こんな自治体はほぼありません。ですから、そういう意味では、白井にお住まいの方々は、誇れるところだと思います。

ていただければと思います。

私が熱く語ってもしょうがないのですけれども。失礼いたしました。
今委員は何かございますか。

○今委員

いえ、私からは特にありません。

○坂野会長

わかりました。それでは岩井委員、ありますか。

○岩井委員

特に内容についてはなくて、パブリックコメントということなのですが、実際、ほかのところを見ても、なかなか来ないという現状があります。ほとんどがゼロとか、国の場合でも同様です。

もっとひどいことになると、パブリックコメント自体を知らないという人も多いと思います。

会長がおっしゃったところとの関連でいうのであるならば、あるいは、大江委員の意見からすると、そういった市民参加が活性化するという条例なんかはあります。あるいは、14日間は短いという意見があったということは、市民参加の一つの手法であるこのパブリックコメントというものを周知させる方法というのは、さらに考えなきゃいけないですし、制度だけじゃなくて、こうしたことの実施というところをいかに高めていくか。

紙ベースじゃなくて、市民の方が参加できる実施のところを考えていくと、より実りある市民協働とか、そういうことになって、これがさらに白井の売りになると思います。

実際、全国のパブリックコメントをやっているところが大多数ですけれども、本当にここで3件あった、1人の方でもあったというのも、ある意味、すごい部分もあると思います。国のほうでやってもまるっきりゼロなんてこともあるので。

そのときに、僕、大学や何かで言うのですけれども、ニュースになったりしているものは確実に増えるのですよね。

そうした手法や何かを考えて、より実りあるパブリックコメントを作っていくということが、先ほども述べましたけれども、さらなる白井市の売りになってくるのじゃないかなと思います。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

今、岩井委員がおっしゃってくださったように、私も実は、パブリックコメントがあること自体、素晴らしいと思います。

しかも、パブリックコメントっていうのを括弧書きして、意見公募と。ちゃんと日本語にもなっていますね。これも市民参加推進会議のメンバーの意見で提言されたもので、今回もこのようになっています。

ですから、もし、そういったことに御興味がありましたら、大江委員も高橋委員も、公募で市民参加推進会議というのはやっている部分もありますから、ぜひ御加いただければと思います。参加のまち、白井をみんなで高めていただければと私は思います。何で熱いのでしょうかね。

ということで、これくらいにしたいと思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

○宗和委員

コメントというか感想めいたことですがけれども、2点ほど意見をさせていただきたいなと思うのですがけれども。

まず一つは、今回の実施計画というものです。1ページのところの二つ目のパラグラフのところ、行政経営指針は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための云々となっていると。

多くの自治体は、総合計画は作成されていますけれども、その計画をどうやって実現するのかというところまでは、なかなか検討されていないと。

やりたいことが書いてあるのだけでも、どうやってやるのかというところは、十分検討されていないという中で、白井では、計画を実現するためのやり方ということで、行政経営指針を示しているということは、すごく進んだ取組だと思うのです。それが本来の形だと思うのです。

それを受けて、今度5ページのほうを見ていただくと、令和3年度までの行政経営改革実施計画と令和4年以降の第2次行政経営改革実施計画を比較すると、その中に、情報提供計画であるとか、人材育成基本方針というものが新たに加わっていると。

これは、やはり今後の行政運営をしていく中で、DXとかICTといわれるような情報に関する部分というものは、すごく重要になってきていると。

それによって、行政運営の仕方も大きく変わる。例えば、窓口なんか典型的だと思うのですがけれども。非常に行政ニーズが高度化していて、職員の専門性が非常に高まっていると。

場合によっては、専門的な採用をしていくようなことも必要となってくるという意味

で、人材育成基本方針というものが必要となってきたというのも、まさに時代の流れに沿っているのではないかなというように思うのですね。

ですから、非常に内容は充実したものになってきているというのが、このオレンジ色の部分だというふうに思うのですけれども、せっかくそういう取組がある中で、説明がいまいち不足しているのではないかなという気がするのですよね。

例えば3ページ、4ページのところに、他の計画等へというふうになっているのだけれども、これは説明を聞いたら分かるけれども、他の計画ってどういう、どこの計画なのという気はすると思うのです。

先ほど説明したように、情報部分の技術革新が進んでいる中で、それをどういうふうを活用するかとか、専門性の高い人材をどうやって育てていくかというような部分から、情報提供計画が必要だとか、人材育成基本方針が必要になっているというのも、5ページに書かれていてもいいのではないかなという気もするのです。

その辺のせっかく素晴らしいことをしようとしているけれども、もうちょっと丁寧な説明があったほうがよかったのではないかなという感想はあります。

それと、もう1点なのですけれども、パブコメについてお話しすると、まさに、もう少し件数を増やしていくことは必要かと思うのですけれども、そのためには、2週間と一定期間を設けてパブコメをするというのではなくて、もっと継続的な情報提供みたいなものをするということが本当は必要で、絶えず審議の結果を公表していくみたいな。そういうような継続的なものが必要なのではないかと思うのですが、その辺というのは、恐らく、先ほどちょっと触れた情報提供計画辺りにも書かれたらいいのではないかなとは思っているのですけれども。

パブコメの回答についていうと、例えば2番目のところ、出張所の窓口の話という部分に、不利益を被るからちょっと考え直してくれということなのですけれども、4年度の廃止の検討を行うこととしています、参考にさせていただきますというよりは、本当はICTとかも使って、窓口以外でのサービスの提供とかも持っていれば、例えば将来的には、スマホか何かで申請とかも全部できるになるようなことを考えているわけだから。

そういうことも含めて、窓口にこれまで来なければいけなかったような人が不利益にならないようにする。その窓口があるなしではなく、もっと新しい技術なども使って不利益にならないようなことも考えていきますよという回答のほうがよかったのではないかなという気もします。

以上、2点です。

○坂野会長

ありがとうございます。

宗和委員の言われたように、もうちょっと親切に書いてくださいということなので、

これは多分、この事務局で対応できることだと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

宗和委員、それでよろしいですか。

○宗和委員

そうですね。参考にさせていただいたらと思います。

○坂野会長

では、宗和委員のおっしゃることも非常に素晴らしいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見、御質問ございますか。

ないようであれば、その他に行きたいと思います。

その他に関しましては、実は以前、使用料・手数料の考え方というのを御教示いただきたいという意見がございました。

事務局からは、その説明がまだであったということで、事務局から御説明いただくこととなります。

では、よろしくお願ひします。

●事務局（元田）

事務局の元田です。よろしくお願ひします。

先ほど、今委員から御質問があったので、説明として重複してしまうところがあるのですが、この使用料・手数料の考え方に基ついて、使用料と手数料の見直しを行っていますという話をしていたのですが、この辺りについて説明をしていなかったのもので、一般的な話と、白井市がほかの市と比べて、ここが違いますよという部分について御説明をさせていただければと思います。

使用料・手数料のうち、使用料というのについては、皆さん、何となく使ったもののお金だなというぐらいのイメージはあると思うのですが、こちらについては、地方自治法という法律で、どういうものについて使用料を取るかというのが決まっています。

具体的には、市の行政財産や公の施設の利用の対価として、その使用者、利用者から徴収するお金を使用料といいます。

行政財産というのは、駐車場などの市の財産で、例えば市で持っている駐車場の一部を貸してもらいたいと。その際に、お金を払って、使うといったイメージです。

公の施設というのは、市民の人が利用する施設。例えば各センターであったり、テニスコートですが、そういうものを使っている人からお金を取りましようというイメージ

です。

白井市の場合は、主に市の使用料については、先ほど言いました公の施設の利用の対価の部分と、目的外使用という表現をしますけれども、目的外使用許可を受けて使用した場合のもの対価として、この二つのものについて使用料を取っています。

この使用料については、利用に対してのものということでありましたけれども、先ほど言いました各センターについては、白井市では指定管理者が管理しています。指定管理者がもらうお金については、白井市の場合は、利用料金制度というのをとっていて、利用料金というような表現をしており、指定管理者に支払うものとなっています。

ただ、こちらについても、考え方としては、使用料と同じような考え方になっています。

先ほど言いましたもう一つの手数料というものは、一番イメージしやすいのが、先ほどの市民課での住民票の発行、戸籍の発行の証明手数料といったもので、「もの」をもって、お金を払う。利用するわけじゃなくて、証明書などのサービスを得る代わりにお金を払うというものになります。

この手数料についてはイメージしやすいので省略します。今回は、使用料について少しお話をさせていただきますと、使用料に関する事項については、条例で定めることになっています。

具体的には、この金額、どういう時期にお金を取るか、あと、どういう方法で取るかというようなことを書いているものになります。

一般的には、1回につきいくらとか、1時間につきいくらとかというような形で、分かりやすく書かなければならないことになっています。

白井市の場合は、使用料について、白井市使用料条例に記載されています。

先ほど言った指定管理者の施設については、例えばコミュニティセンターだったら、コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例と、いわゆる設置管理条例という条例がありますけれども、その中に利用料金として、1時間いくらというような形で書いているものです。

使用料、これは手数料についてもそうなのですが、一番重要なことについては、原価相当額ですよという部分になります。

具体的には、利潤などを出してはいけません。使用料や利用料金、手数料などで市がもうけるようなことがない。使用や利用、サービスの相当額を取ってきますということになっています。

あと、もう一つの重要な点ですが、税に関しては、個人の収入に応じて税金の額って違いますよね。

ただ、この使用料については、みんな1回のサービスについて、いくらということなので、個人の収入額の違いによって、金額を変えるということをしていないというのが一般的

なルールになっています。

ですから、ここについては、いわゆる原価相当額というような形で取っていくというのが一般的なお話です。

白井市の使用料・手数料の考え方というものをこちらのほうで今日、お配りしていただけますけれども、内容については、この現状及び目的のところについては、一番最初にその使用料の原則の部分を書いています。そのほかに、白井市の使用料・手数料の考え方の特徴として三つあります。

一つ目が、稼働率を設けないということです。

稼働率というのは、例えばホテルとかですと、空いている部屋を減らして、よく使われる部屋の稼働率をどんどん上げていくことによって利益を得るという形になっていますが、白井市の場合、使用料の施設については、公の施設がイメージしやすいと思いますが、市民の人たちが利用する施設になりますので、これについて、例えば各センターはいろいろな地域にありますよね。各地域で利用率が一番高いのは、西白井の駅前にある複合センターで、反対に公民センターという第二小学校のほうにあるセンターなどは利用率が低くなります。

稼働率を採用していったときに、稼働率の低い施設については使用料を高く取りますよということ、どんどん使わなくなってくるよですね。

ただ、各センターの考え、性格からすると、白井市ではそれぞれのお住いの近く、小学校区であり、中学校区であり、そういうところにあることが望ましいということで考えていますので、こちらについては、稼働率を採用しないということを白井市の中では決定しています。

これについては、いろいろ市町村があって、算定の中で稼働率を採用するということもあります。それは市町村の考え方ですし、白井市の場合は、公の施設というのは市民の人たちが利用する施設なので、稼働率によらず、利用できる状態にしていくというようなことがあります。

稼働率の話をしていくと、各センターでも、調理室というのはかなり低いのですよね。一番稼働率が高いのは、レクホールとかそういうところになります。調理室の算定で稼働率を採用していくと、どんどん調理室の値段が上がっちゃうので、どんどん使われなくなるけれども、そもそもこの機能って施設として必要だよということ、調理室を設けていますので、そのようなことから稼働率を考慮しないということが、白井市の特徴の一つです。

二つ目の特徴としては、受益者負担の徹底ということになります。

これについては、使用料・手数料の考え方の現状及び目的のところにも書いていただけますけれども、無料の施設については、受益者負担をゼロとしています。

例えば公の施設であって、図書館については、法律で無料とすることになっています

ので、受益者負担は0%ということになっています。

一方、民間サービスで得られるもの、白井市ではないですけれども、立体の駐車場とか、松戸や船橋の駅前とかではありますよね。そういうようなところの駐車場とかについては受益者負担を100%として、その真ん中のものについては50%取るというようなものがよくある一般的な考え方です。市場性と、公共性の部分で比較してというような形となっているのですけれど。白井市については、この使用料・手数料については、使っている人が払うこととしています。

先ほど言ったように、稼働率について、使っていない部分についても、市民の税金で、幅広く使える環境を整備していますので、使った部分については使った人が払いましょうということで、受益者負担については100%ということを実原則としています。

通常、0%、50%、100%というような分類をしている市町村が多いのですが、白井市の場合は、基本的に、0%か100%というような形になっているというのが白井市の特徴になっています。

三つ目の特徴としては、先ほどの話の中で、パブコメなどの公表がうまくなかったのではないかなという話があったのですが、使用料・手数料の考え方に、その算定の根拠などについては、公表していくということを白井市の特徴として考えているところです。

この内容について、皆様に今日、お配りした資料になりますけれども、使用料料金単価算出資料というような形で出しています。

この資料については、こういうふうにして使用料金案を作りましたよということをホームページに公表しています。

今回、皆様にお配りしたのは、テニスコートです。白井市の場合、テニスコートが運動公園と、それ以外の各地区にある街区公園のテニスコートとありますが、運動公園については、指定管理者が管理するテニスコートになりますので、利用料金制度になっています。

それぞれの積算の結果が、使用料ということで白井市に支払うお金になっています。これについては、人件費、物件費、減価償却費、その他ということで基準を設けて、それぞれお金を算出しています。例えばこの上の部分に、利用可能時間の算出が書いてあると思います。

1日当たり何時間使えるかということと、テニスコートが11面あるので、全体で使える時間というのを算出して、1年間で全部で市民が利用するのに使ったお金で割っているというものになります。

人件費については、申請に来たときに、許可をするのに時間がかかったりしますよね。市の職員がやっているのが、大体1件の申請につき3分くらいだろうと見込んで、3分だと197円ぐらいかかりますねというような計算をしています。

物件費については、具体的に消耗品がいくらとか1年間の金額が出ています。それを時

間で利用できる、先ほどの一番右上の時間で割ったもの。これが1年間の使ったお金を利用できる時間で割ったものになります。

減価償却費については、改修費用を書いています。

それに対して、1回改修すると30年使えるという税法の根拠とする耐用年数で割って、それをさらに1コマ、一つのテニスコートの1面を使う時間、1時間使うということで割ると、それぞれ減価償却費というのを出しています。

これを足すと、今まで白井市の使用料については570円だったのですけれども、計算上は548円ということになりましたので、こちらについては、若干20円ほど値下げをしたというような形になります。

このような形で、この使用料金の算出単価資料については、ホームページでも掲載しています。公表しながら、皆さんに意見を聞きながら見直していくというのが、白井市の使用料・手数料の考え方になります。

先ほど言いましたように、今まででは、3年に1度の見直しをすることになっているのです。

しかし、コロナの関係で、ちゃんとした利用実績が取れませんでした。

これについては、1年間でどれくらいお金がかかるのかという部分と、割り算の根拠として、どのくらい利用するのかという部分もありますので、この辺りについて、ちゃんとした数字が取れなければいけません。

そのため、ここ数年については、正確な実績が出せていない状況です。

令和4年度については、今のところ大丈夫そうというような話を聞いていますので、こちらについては、令和4年度の実績を基に、令和5年に見直しをして、市民の人たちに情報を提供しながら、意見をもらって、見直し結果を周知してということで行いますので、少し時間がかかってしまいますが、このような手順でやっていきたいなというふうに思っております。

今さらながらの説明になりますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○坂野会長

御説明ありがとうございました。

非常に簡潔で分かりやすかったと思います。

白井市の特徴としては、稼働率の考慮なし。そして、受益者負担の徹底。そして、三つ目としては、算定の根拠を公表するというのは、情報公開を徹底しているという。この三つだと思います。

やっぱり参加のまち、白井というのは、情報がなければ参加なしというぐらいですから、さすが白井市だなというふうに私は思っております。

皆様、この今の御説明ありましたが、何か御意見、御質問ありますか。

○大江委員

質問があります。

テニスコートの使用料金単価算出資料について、これ、2時間当たり547円となっておりますけれども、実際は630円になっているのです。

●事務局（元田）

そうですね。

○大江委員

この数字の不突合は、なぜですか。

●事務局（元田）

この資料は、使用料のものだけなのですが、白井市ではテニスコートが利用料金の場所もありまして、基本的には同じ料金ということにしていますので、いろいろなテニスコートを合算した結果、金額が変わっているということになります。

あと、これを作ったときと消費税の税率が変わっていますので、それで金額が変わっているというものもあります。この資料が昔の平成27年当時のものなので、今の金額と異なっていると思われまます。申し訳ありません。

○大江委員

分かりました。

○坂野会長

他に何かありましたら。よろしいですか。

ということで、こちらの使用料・手数料の考え方ということは、終わりにしたいと思ひます。

ほかに、何かありますか。

●事務局（中澤）

事務局側から、今後のスケジュールについてのお話を少しだけさせていただきます。

今年度の審議会については、基本的にはこの1回の報告のみで終わりという形になります。

もし、皆様で作っていただいた第2次行政経営改革実施計画などに何か大きく変更しなければならぬとか、そういった事情が生じた場合は、臨時で審議会などを行うことは

あるのですけれど、原則として、今年度の審議会は、これで終わりということになります。

また、令和5年度には、令和4年度に行った実績報告などを行うので、次回の審議会は、何事もなければ、令和5年度中になるということをお伝えさせていただきます。

その際は、またメールで、事務局側から御連絡させていただきます。

○坂野会長

ありがとうございます。

では、事務局で。

どうぞ、課長よりお願いします。

●事務局（板橋）

板橋です。

先ほど宗和委員のほうから、実施計画のほう、もう少し細かくというか、説明がちょっと不足しているのじゃないかということがありました。

確かにおっしゃるとおりで、すごくよく分かりました。ただ、これについては、決定してしまったものなので、ここをすぐ変えることは、今できない状況です。

今、中澤のほうから、改定するタイミングがあれば、そのタイミングでまた戦略会議とかにかけますので、そのときに宗和委員が言ったところも見直したいなと考えていきたいと思います。

また、パブリックコメントについて、いろいろ御意見頂きまして、私たちもいつも少ないということは、市としてもずっと課題を抱えていまして。これは、市民活動支援課が担当しているところなので、もちろん今日出た意見はお伝えしますし、例えば市では、今QRコードを掲載するとか、すぐに情報に届くようにやっているところなのですが、実際なかなか難しいなどは思っていますが、今日出た意見は、庁内で共有したいと思っておりますので、補足として付け加えさせていただきます。

○坂野会長

ぜひ担当課の方をお願いしたいということと、変更のタイミングで改定等をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

では、これをもちまして、この会議は、本日は終わりにしたいと思います。では、皆さん、慎重審議、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。